

令和6年度 栄町児童クラブ加入のご案内

この案内は、加入申込みに関する手続きなど、重要なことが記載されています。

加入申込み期間

申請期間		区分	加入承諾選考方法
加4月からの希望者	1次募集 令和6年2月 1日から 令和6年2月22日まで	常時加入 一時加入	期間内に提出された児童クラブ加入申込書から、加入承諾審査基準に基づき、指数の高い順に各児童クラブの定員内で、加入を決定します。
	2次募集 令和6年3月 1日から 令和6年3月19日まで	常時加入 一時加入	定員に満たない児童クラブについて、加入申込書を受け付け、選考を行います。
加5月以降の希望者	随時募集 利用月の前月の1日から 20日まで ※20日が土日祝祭日等の場合は翌開庁日まで	常時加入 一時加入	定員に満たない児童クラブについて、加入申込書を受け付け、選考を行います。
加夏休み希望者	令和6年6月 3日から 令和6年6月20日まで	一時加入	定員に満たない児童クラブについて、加入申込書を受け付け、選考を行います。

加入の承諾時に、申込児童数が定員を超えている場合には、児童の学年（低学年から優先）及び加入を要する程度の高い者から低い者の順に加入の承諾を行います。

《 問い合わせ先 》

栄町福祉・子ども課 児童福祉班
〒270-1592 栄町安食台1丁目2番
TEL 0476-33-7707（直通）
TEL 0476-95-1111（内線167）
FAX 0476-80-1358

《 栄町児童クラブ事業実施概要 》

町内に住所があり町内の小学校に就学している、小学1年生から小学6年生までの児童で、放課後に家庭で適切な保育ができない児童を対象に児童クラブを設置しています。

町には、児童クラブが4ヶ所あり、通っている小学校ごとの児童クラブに加入することになります。

加入内容などは以下のとおりとなっておりますので、利用する場合は、必要書類を福祉・子ども課まで提出してください。

《 設置場所 》

NO	児童クラブ名	連絡先	定員	住 所	運営法人
1	竜角寺台児童クラブ	95-7700	30名	栄町竜角寺台 6-26-1 (竜角寺台小学校) 学校内プレハブ教室 学校内プレハブ教室	栄町社会福祉協議会 (公設民営/委託)
2	安食児童クラブ	090-9241-6209 090-9241-6206	40名	栄町安食 3631-2 (安食保育園) 園内(2階)教室	安栄福祉会 (公設民営/委託)
3	安食台児童クラブ	85-1260	60名	栄町安食台 4-34-1 (安食台小学校) 学校内増築棟1階	栄町社会福祉協議会 (公設民営/委託)
4	布鎌児童クラブ	95-4181	30名	栄町請方 157-1 (布鎌小学校) 学校内空き教室	栄町社会福祉協議会 (公設民営/委託)

《 開設日及び開設時間 》

	学校登校日(月曜日～金曜日)	学校休校日(土曜日・春・夏・冬休み等)
通常開設	放課後から午後6時30分まで	午前8時から午後6時30分まで
早朝延長		午前7時から午前8時まで
夜間延長	午後6時30分から午後7時まで	

※延長利用に関しては事前申請が必要になります。詳しくはP5《加入者負担金》の④をお読みください。

《 土曜日の運営について 》

令和3年4月より安食児童クラブの土曜保育は安食台児童クラブにて合同保育となります。利用される方は必ず、安食台児童クラブへ利用予定日の報告をお願いします。

土曜日実施場所	対象児童クラブ
安食台児童クラブ	・安食児童クラブ ・安食台児童クラブ

※安食児童クラブの土曜保育希望者は各自でおやつを御用意の上、安食台児童クラブへ登所をお願いします。上記以外は通常通り登録のある児童クラブにてお預かりとなります。

《 休業日 》

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日
- ③ 12月29日～1月3日(年末年始)
- ④ 8月13日～8月15日(お盆)
- ⑤ その他、町長が特に必要と認めた日

※休校日等の午前6時時点において、大雨・暴風警報が発令された場合

《 対象児童 》

町内に住所があり、かつ町内の小学校に通う小学1年生から小学6年生までの児童で、保護者が次のいずれかに該当する児童に限ります。

- ① 労働により昼間家庭にいないこと
- ② 疾病や負傷又は精神や身体に障害を有していること
- ③ 長期の疾病又は精神や身体に障害を有している同居の親族を常時介護していること
- ④ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- ⑤ 保護者が出産により産前産後期間の状態にあること(期間：産前2ヶ月、産後3ヶ月の5ヶ月)
- ⑥ その他、町長が認める①から⑤に類する状態にあること

《 提出書類 》※入所申込は、加入希望月の前月1日から20日の間に提出してください。

◆【児童クラブ加入申込書】第1号様式（常時利用される方）

◆【児童クラブ一時加入申込書】第4号様式（一時的に利用される方/月10日以内）

※基本的に常時加入申請児童が優先的に加入となります。定員に空きがある場合のみの加入となりますので、1ヶ月単位での申請となります。

※夏休み期間（7・8月分）のみ6月3日から20日の間が申請期間となりますので出し忘れないようご注意ください。

また、一時加入申込書の裏面「一時加入希望月日」の欄に7月・8月の利用日を記入し、提出をお願いします。

◆加入資格を証明する書類

下記一覧表を確認のうえ、20歳以上65歳未満の同居者全員分の該当する書類を添付してください。

※同居者には生計が別でも住居が同一の方も含まれます。

加入資格	必要書類
就労	就労証明書
妊娠・出産 (産前2ヶ月、産後3ヶ月の5ヶ月)	母子手帳写し ※出産予定日が記載されたページ
疾病	医師の診断書
障害	障害者手帳等の写し
介護	介護が必要な方の診断書や手帳等
就学	在学証明書など就学状況等がわかるもの
災害等の復旧	被災証明書等
上記以外 (事前に福祉・子ども課へ要相談)	保育ができないことの申出書

※保育園の入所申請（新規・継続）において就労証明書等を福祉・子ども課へ提出した場合は、その旨を申込書の余白に記入いただければ、改めて添付する必要はありません。

※シフト勤務の方は各学童クラブへ毎月シフト表の提出をお願いします。

◆同意署名・住民税課税証明書等

別表1（6ページ）の各階層別に、次の書類が必要となります。

A階層：被保護世帯であることを証する書類。

B階層：保護者（父及び母）の市町村民税が非課税であることを証する書類（4～6月の加入申込をするときは前年度分）

C階層：保護者（父及び母）の所得税が非課税であることを証する書類及び市町村民税の課税額を証する書類

（均等割のみの課税が条件・4～6月の加入申し込みをするときは前年分）

ひとり親：児童扶養手当受給世帯であることを証する書類

※各申込書の下欄に、職員が調査することに同意する旨の署名を行えば上記の書類は不要となります。但し、**令和6年1月1日**時点で栄町に在住していなかった場合は、職員が調査できないため、前住所地の保護者の市町村民税課税証明書又は市町村民税非課税証明書などが必要です。（4月から6月の加入申込をする方は **令和5年1月1日**）

《 書類提出後 》

①4月からの利用希望者については、審査後3月上旬頃に結果通知を行います。

②新規の利用者にあつては、所属クラブ内で利用説明及び初回面談等が必要になりますので利用前までに必ず連絡の上、参加をお願いします。

※安食児童クラブ加入者で土曜保育を希望される方は事前に安食台児童クラブの説明会に参加してください。

③年度途中から新たに利用される方においても事前に連絡の上、説明会に参加してください。

《 変更 》

次に該当する場合には、児童クラブ変更等届（別記第7号様式）に必要事項を記入し、前月の20日までに提出してください。

- ① 常時加入児童を脱退させようとするとき
- ② 常時加入児童を欠席させようとするとき
- ③ 延長利用に変更がある時
- ④ 児童又は保護者の住所又は氏名に変更があった時
- ⑤ 保護者の勤務先、勤務条件等に変更があった時（就労証明書再提出）
- ⑥ 保護者の世帯の課税状況に変更があった時
- ⑦ その他、町長が特に必要と認めた時

※常時加入の児童が夏休み期間等に欠席する場合は、「児童クラブ欠席届」の提出が必要になります。
夏季休業日前までに提出して下さい。

※月の途中から延長利用を開始する場合等は、各児童クラブに備えてある変更届を記入し、提出して下さい。

《 提出の際の注意点 》

利用希望者が定員を超えた場合には、加入承諾審査基準に基づき優先順位を決めさせていただき、上位者から可能人数順位までの児童の加入を承諾いたします。

（審査後、加入承諾書又は加入不承諾通知書を交付いたします。）

《 加入承諾取消 》

児童が次のいずれかに該当する時には、加入を取り消す事があります。

その際には、「児童クラブ加入承諾（一時加入承諾）取消通知書」を交付いたします。

- ① 加入資格が無くなった時
- ② 伝染性疾患があると疑われる時
- ③ 入退所時間や児童クラブの規則等を著しく違反した時
- ④ 加入者負担金を3ヶ月間以上滞納した時
- ⑤ その他、町長が特に必要と認めた時

《 入所及び退所時の注意 》

児童が帰宅する際に保護者は、事故防止の為に児童クラブまで必ずお迎えに来てください。

児童クラブへは学校から直接入所して下さい。また、児童クラブを原則保護者のお迎え無しで中抜けすることは出来ませんのでご了承ください。

《 その他 》

- ① 傷害保険は町で加入いたします。※児童クラブでのケガ等による保険の利用は学校の保険とは異なります。
- ② 施設内で、児童が故意に窓ガラス等の施設及び施設備品を破損してしまった場合、その修理代を請求させていただきます。
- ③ おやつ代は、保護者会及び各家庭での管理となります。登録の児童クラブにてご確認ください。
- ④ 在籍する学級がインフルエンザ等感染症により閉鎖の場合、その学級に在籍している児童も児童クラブをご利用できません。
- ⑤ 緊急時及び判断に困難を要するケガについては救急車・病院に送迎等対応をさせていただくことがあります。また、保護者の連絡が取れない場合も同様にさせていただきます。
- ⑥ 災害等により、学校側が保護者への引き渡しを選んだ場合、児童クラブは閉所となります。

《 加入者負担金 》（常時加入は月額・一時加入は日額）

別表1『世帯の階層区分別加入者負担金額表』（児童1人分）に基づき加入者負担金を納めていただきます。

常時加入の場合は、1ヶ月間のご利用日数にかかわらず、定額となります。

§ 納付方法

①【常時加入】常時加入者の支払いは、口座振替となりますので、口座振替依頼書を下記金融機関に提出して下さい。

口座振替依頼書は承諾書に同封いたします。

口座振替が可能な金融機関	
① 西印旛農協協同組合	③ 京葉銀行
② 千葉銀行	④ ゆうちょ銀行

※ゆうちょ銀行は、専用の依頼書となりますので、ゆうちょ銀行窓口にて申し出て下さい。

・振替開始は依頼書の提出後約2ヶ月程度の事務処理期間を要しますので、開始までは納付書を送付いたします。

・口座振替(引き落とし)日は、**毎月月末**となります。

※常時加入者の口座振替(引き落とし)はご利用月の当月です。例えば、10月分の利用料は10月末の引き落としとなります。

※振替日が金融機関の休業日(休日・祝祭日)の場合には、翌営業日となります。

②【一時加入】一時加入者の支払いは、1ヶ月間のご利用日数に日額を乗じて算出します。ただし、ご利用日数が1ヶ月間の内に10日を超えた場合は、一律に常時加入者負担金額(月額)と同額となります。

支払いについては、令和5年度10月分から一時加入者の支払いも、口座振替となりましたので、口座振替依頼書を上記金融機関に提出してください。

※一時加入者の口座振替(引き落とし)はご利用日数が確定した翌月となります。例えば、10月分の利用料は11月の引き落としとなります。

※常時加入の児童が月の途中で脱退した場合には、脱退月の在籍日数(休業日除く)に、

別表1『世帯の階層区分別加入者負担金額表/一時加入者負担金額(日額)』の日額を乗じて算出した額とします。

ただし、その額が常時加入者負担金額を超える場合には、常時加入者負担金額(月額)となります。変更届(脱退)の届出がなかった場合は利用した日数に関係無く月額料金となります。

③【夏休み】小学校の夏季休業日中(1学期終業式翌日から8月末日までの期間)に児童クラブをご利用する場合には、

別表1『世帯の階層区分別加入者負担金額表』の他に別表2『世帯の階層区分加入者負担金額(夏季分)表』(児童1人分)に基づき加入者負担金を納めていただきます。

※既に常時加入で利用している児童の夏季負担金については、9月の口座振替時に合わせて振替いたします。

④【延長利用】別表3『延長料金』(児童1人分)に基づき別途料金が発生致します。

・延長利用の申出をされた常時加入の方は加入者負担金額と延長料金を合算した額の口座振替となります。

・一時加入の方は利用実績により、加入者負担金と併せて請求させていただきます。

・年度途中から利用される場合、当月のみ利用される場合、途中で辞める場合等は変更届を提出して下さい。

・月の途中から利用された場合は翌月に納付書にて請求いたします。翌月以降も継続して利用される常時加入の方は口座振替となります。

※春・夏・冬休み等長期休校期間において延長時間の利用される方は前月の20日までに必ず変更届を提出して下さい。



別表1 『世帯の階層区分別加入者負担金額表』(児童1人分)

世帯の階層区分		常時加入者負担金額 (月額)	一時加入者負担金額 (日額)
A階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
B階層	市町村民税が非課税世帯の方	1,400円	100円
C階層	所得税が非課税者の世帯であって、市町村民税均等割のみ課税の世帯	2,800円	200円
D階層	A階層からC階層までに該当する世帯以外の世帯	7,000円	500円

※一時加入者が1ヶ月間の内に10日を超えて利用した場合は、日数とは関係なく常時加入者負担金額となります。

※母子及び父子家庭において、児童扶養手当証書の認定を受けている方は上記の階層区分の負担金額より1/2となります。

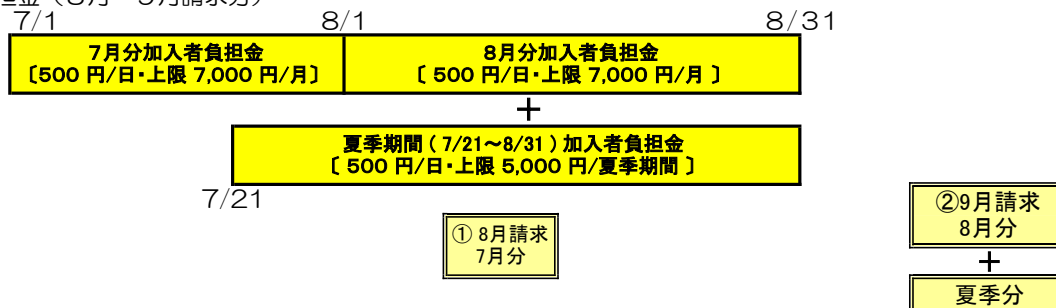
別表2 『世帯の階層区分別加入者負担金額(夏季分)表』(児童1人分)

世帯の階層区分		常時加入者夏季負担金額 (定額)	一時加入者夏季負担金額 (日額)
A階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
B階層	A階層に該当する世帯以外の世帯	5,000円	500円

※常時加入者は利用日数にかかわらず夏季負担金が5,000円になります。

※一時加入者夏季負担金額が5,000円を超えてしまう場合には、5,000円が上限となります。

【例】一時加入者の夏季負担金(8月・9月請求分)



- ※ ① 8月請求分 ⇒ 7月分・利用日数×500円/日(11日以上利用時上限7,000円)
 ② 9月請求分 ⇒ 8月分・利用日数×500円/日(11日以上利用時上限7,000円)
 + 加入者負担金夏季期間分・利用日数×500円/日(11日以上利用時上限5,000円)

上記料金(通常加入者負担金)は、世帯の階層区分がD階層の場合の例示ですので、ご注意ください。
 A階層は0円・B階層は100円・C階層は200円・D階層は500円となります。
 また、上記料金のうち夏季分につきましては、世帯の階層区分が通常とは違い2階層で、B階層の場合の例示ですので、ご注意ください。夏季負担金はA階層0円・B階層500円となります。

別表3 『延長料金表』(児童1人分)

世帯の階層区分		①早朝延長料金 (午前7:00~午前8:00) ※土曜日・休校日等 (月額)	②夜間延長料金 (午後6:30~午後7:00) (月額)
A階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
B~D階層	A階層に該当する世帯以外の世帯	500円	500円

※延長した時間数及び回数にかかわらず、開設時間を超える利用が一度でもある場合は、延長料金が発生します。また、常時加入者の方で、事前に延長利用の申出をされた方は、実際に延長時間の利用がなくても料金は負担していただきます。

